

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成26年7月28日（平成26年（行情）諮問第401号）

答申日：平成28年6月16日（平成28年度（行情）答申第122号）

事件名：特定工事に関する工事打合せ簿等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書1ないし請求文書4（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、請求文書2につき、これを保有していないとして不開示とし、請求文書1、請求文書3及び請求文書4につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、請求文書2を保有していないとしたこと及び本件対象文書を特定したことは、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、北陸地方整備局長（以下「北陸地方整備局長」又は「処分庁」という。）が平成25年3月26日付け国北整総情第610号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書

ア 原処分において、処分庁は「開示する行政文書の名称」の請求文書を、行政文書として開示した。

開示する行政文書の名称は、「特定工事」における以下の成果品、「ただし、次の内容が含まれるもの」とされている。

イ また、原処分と、同日付けで北陸地方整備局契約課長、道路工事課長の書面による「特定工事に係る行政相談について」（資料①）において、「・工事書類 工事打合せ簿と工事写真の一部で不適切な書類が提出されていることが確認されました。」としており「また、一部不適切な点については、関係部局と調整のうえ適切に対応しました。」と回答している。

ウ 上記ア、イから、原処分で処分庁の行政文書開示決定通知書の行政

文書については、同日付けの北陸地方整備局契約課長，道路工事課長は書面による「特定工事に係る行政相談について」において、当該工事の受注者の工事の虚偽，改ざん，手抜き工事等と監督職員の工事文書の検査等の職務について合格した不適切な工事文書は、「不適切な書類が提出されていることが確認」としており、「一部不適切な点については、関係部局と調整のうえ適切に対応しました」と回答したはずの当該工事の受注者の工事の虚偽，改ざん，手抜き工事等の不適切な工事文書が、そのまま原処分で処分庁の行政文書開示決定通知書行政文書として開示されている。

エ 上記のア，イ，ウから，法から，平成25年3月26日付け北陸地方整備局契約課長，道路工事課長は書面による「不適切な書類が提出されていることが確認」としており、「一部不適切な点については、関係部局と調整のうえ適切に対応しました」としているはずで、既に「適切に対応しました」はずの行政文書が、実は同日付けの処分庁が原処分で開示した行政文書では、平成25年3月26日付け北陸地方整備局契約課長，道路工事課長は書面による「不適切な書類が提出されていることが確認」としているそのままの行政文書であった。

オ 上記のエから，原処分は処分庁が法から開示を決定した行政文書が有効なのか，それとも同日付けで，北陸地方整備局契約課長，道路工事課長は書面による「不適切な書類が提出されていることが確認」としており、「一部不適切な点については、関係部局と調整のうえ適切に対応しました」としている「適切に対応した」という新たな行政文書の存在があるような行政文書こそが有効なのか，処分庁の決定も，北陸地方整備局契約課長，道路工事課長の回答も，同日付けであるのでどちらの決定と回答が有効かつ最新な行政文書であるのかが国民には不明である。

これでは同日付けの処分庁の書面による通知の決定と北陸地方整備局契約課長，道路工事課長の書面による回答に，法について，明確な齟齬（そご）がある。

カ 単純に，仮に会計検査院が特定工事の「・工事書類 工事打合せ簿と工事写真の一部で不適切な書類が提出されていることが確認されました。」についての検査が行われる場合は，原処分は処分庁が法から開示を決定した行政文書が有効なのか，それとも同日付けで，北陸地方整備局長契約課長，道路工事課長は書面による「不適切な書類が提出されていることが確認」としており、「一部不適切な点については、関係部局と調整のうえ適切に対応しました」としている「適切に対応した」という新たな行政文書の存在があるような行政文書こそが有効なのかでは，諮問庁としてどちらが法として有効なのか，である

が、法に基づいて原処分 of 処分庁が法から開示を決定した、北陸地方整備局では「・工事書類 工事打合せ簿と工事写真の一部で不適切な書類が提出されていることが確認されました。」としている行政文書が実はそのまま有効であるならば、北陸地方整備局として「一部不適切な点については、関係部局と調整のうえ適切に対応しました」については会計検査院が適切と考える北陸地方整備局の適切な対応では無かったということになるのでは、北陸地方整備局の同日付けの行政相談の回答は虚偽・不適切な回答があったということなのか。

キ これでは国民から、処分庁は法で原処分から「不適切な書類が提出されていることが確認」という行政文書を開示しているが、一方では北陸地方整備局契約課長、道路工事課長は同日付けで、処分庁が原処分で開示を決定した行政文書を、行政相談の回答で、「一部不適切な点については、関係部局と調整のうえ適切に対応しました」として、もはや処分庁の原処分で開示を決定した行政文書は、既に対応した後なので原処分は行政文書として無効です、のような回答をしていると思われるのも自然である。

諮問庁は、処分庁の法に基づく原処分の行政文書と、同日付け北陸地方整備局契約課長、道路工事課長の書面による「特定工事に係る行政相談について」において、「・工事書類 工事打合せ簿と工事写真の一部で不適切な書類が提出されていることが確認されました。」として回答している不適切な行政文書を処分庁が知っている立場でありながら、そのままに開示していることは、「また、一部不適切な点については、関係部局と調整のうえ適切に対応しました。」という新たに対応した行政文書の存在があるような行政相談の回答では、どちらが北陸地方整備局の行政文書として有効であるのか、法から国民には不明とさせているので審査願う。

ク 処分庁の法に基づく行政文書の決定と、北陸地方整備局の行政相談の回答が違っていることを北陸地方整備局自身が知っている立場でも、北陸地方整備局の行政相談の回答の一部はその後に訂正、取下げなど何もなくて、現在もそのままとなっていることは実によくあることなのである。

例えば、特定年月日Cの北陸地方整備局主任監査官からの特定文書番号D特定年月日Eの行政相談の安衛法88条についての回答が、特定文書番号F特定年月日G、処分庁の法に基づく行政文書の決定と違って北陸地方整備局自身が違っていることを知っている立場でも行政相談の回答の一部は現在も北陸地方整備局ではそのままである。

国民から厚い信頼の北陸地方整備局であるが、実は行政相談の回答

が不適切であったことを知っている立場で現在も放置されるのか解らない。

以下に、原処分で処分庁が法で有効と認める行政文書が、同日付け北陸地方整備局契約課長、道路工事課長の書面による「特定工事に係る行政相談について」において、「・工事書類 工事打合せ部と工事写真の一部で不適切な書類が提出されていることが確認されました。」という、不正、虚偽、改ざん、手抜き工事の工事文書であるか証拠を基に告発して、かつこれでどうして原処分が法から有効な文書としながら、同日付け北陸地方整備局契約課長、道路工事課長の書面による「特定工事に係る行政相談について」の行政相談の回答では「また、一部不適切な点については、関係部局と調整のうえ適切に対応しました。」としながら不適切と確認する行政文書がそのまま開示されるのか不明である。

審査請求人は特定年月日Hから特定所長から役所に行くな、話するな、電話するなと指示されて、設計変更増の内容すら不明であり、かつ第1回既済部分検査前の、特定年月日Jには、有無を言わさぬ業務命令から転勤させられており、尚更に不明である。

ケ 原処分の鏡吹付の行政文書について、特定文書番号K特定年月日Lの施工計画書から鏡吹付が設計変更増となっている。

であるが、平成25年3月26日付け北陸地方整備局契約課長、道路工事課長の書面による「特定工事に係る行政相談について」において、「・工事書類 工事打合せ簿と工事写真の一部不適切な書類が提出されていることが確認されました。」としているが、そのままに開示している。同日付けの行政文書として有効か不明である。(資料②)

コ 原処分の行政文書の土の密度試験の行政文書から特定会社特定現場代理人と、外注の土質試験業者に何らかの不適切な関係が無いと「突き砂による土の密度試験」の「書類の作成」と「現場の土の密度試験の生写真」の説明が出来ない。

また、特定年月日Mの土の密度試験は、特定年月日Nの特定監督員の指摘からの冬期間中の路体盛土の手直しの再施工であり、この再施工ですら到底現場代理人がこれでは、特定現場代理人の提出するこの外注業者での関係での土の密度試験の実態について、どこまで信頼ができるのか不明である。(資料③)

サ 原処分において、特定工事における、トンネル掘削土仮置工（冬期間）の工事打合せ簿の協議書と、特定文書番号K特定年月日Lの追加の変更施工計画書と、請負業者による冬期間の盛土部における品質管理不足の是正措置と、「トンネル掘削土仮置工（冬期間）の設計変更増の、契約締結通知書による当該工事の監督職員である特定監督員の

職務において不適切な書類であることを知っている立場について

特定工事の特定年月日Pの北陸地方整備局長による回答書では、「冬期間（12/1～3/31）も路体盛土が可能と考えてよろしいでしょうか」の回答で「掲示している設計図書を参照願います。（冬期間の施工も予定しています。）」としている。

（年月日とともに路体盛土の施工の経緯等を記載している部分については、本答申では省略する。）

特定年月日Aの協議書の以前の業者が既に仮置きヤードを施工で、施工前までに必ず提出する変更施工計画書が、既に業者が仮置きヤードを施工後の特定年月日Bの再検討の協議書の引用からでは、設計変更増の受理の処理の順番からしておかしいことを特定監督員は知っている立場である。

原処分の行政文書の品質管理（盛土管理）：本線（8/91）の「本線 路体盛土管理表」（資料⑦）から、特定年月日Nの特定監督員の業務メールからの手直しの再施工の路体盛土の土量は、地山の土量で特定量Q、あるいはC値・品質管理の不足から概算（手直しの計算書で地山土量からL値やC値が混合で計算している。）で特定量R以上である。

少なくとも手直しの路体盛土の土量が特定量Qとなるまでが手直しの路体盛土をしていた官工程上に出てこない路体盛土の施工の期間である。

原処分の行政文書の品質管理（盛土管理）：本線（8/91）の「本線 路体盛土管理表」（資料⑧）の概算の路体盛土の土量の合計（資料）から、手直しの路体盛土の土量を超えるのは、特定年月日S以降である。

つまり、少なくとも特定年月日Sまでとは、「官工程上、雪で路体盛土できない土量分」と「官工程上に必要の無い、現場内が手直しの再施工の為の土の撤去・再施工の為、現場内にトンネル掘削ズリをそのまま現場内で盛土することが出来ない土量分」が混在していることになる。

特定監督員は協議書の提出前に「すでに仮置きしてある土砂の移動及び再路体盛土は、変更できません（手直しのため）」と説明している。

すると、純粹に北陸地方整備局の受理した「トンネル掘削土仮置工（冬期間）」の設計変更増の協議理由である「冬期間中の～積雪等により路体盛土の施工が困難～冬期間中は～仮置きいたしたく協議願います。」ということだけが全くの協議事由による、かつ特定監督員の説明する「仮置き土砂で変更する内容は、「官工程上、雪で路体盛

土できない土量分」となります。」となるのは特定年月日 S 以降からの冬期間中までである。

冬期間中だけの協議理由からすると数日間の路体盛土が困難で仮置き設計変更増なら、これでは台風でもその都度に仮置き設計変更増が必要である。

また、当該工事は特記仕様書第 5 3 条の「除雪工」の工事が、特定文書番号 K 特定年月日 L から、設計変更数量増に無い。

この「本線 路体盛土管理表」から手直しの路体盛土量から、本来の官工程上の冬期間中の路体盛土の高さから施工が業者の手直しから出来ずで、当該工事の冬期間中の路体盛土とは官工程上には無い理由からの手直しのための路体盛土と、官工程上の雪で路体盛土できないとする数日分が併用の協議理由の現場外の仮置きの土量だったのでは、納税者の国民は自分の税金が業者の手抜き工事に使われたようで悲劇である。

また、この「本線 路体盛土管理表」から測点 p，測点 q の急峻な斜面の路体盛土が完了しないと、トンネル現場に行くまでの工事用道路は着工前からあった工事用道路しかない。

「本線 路体盛土管理表」から測点 p，測点 q の急峻な斜面の路体盛土の完了から既にある工事用道路では無く、路体盛土を工事用道路にして測点 p を通れるようになるのは、特定年月日 T 以降となっている。

であるが、現場の毎月の路体盛土の定点写真からは、特定年月 U 末に測点 p，測点 q の急峻な斜面の路体盛土を施工中となっており、特定年月 V 末には、測点 p，測点 q の急峻な斜面の路体盛土の完了で、既に工事用道路となっている。

これでは、原処分の行政文書の開示の「本線 路体盛土管理表」は信頼すらできない。

また、特定会社は品質管理不足の是正措置を特定年月日 T 以降のその日以降しているが、原処分の行政文書から特定年月日 T 以前も特定現場代理人による虚偽、改ざんによる路体盛土の品質管理不足（資料⑫）であった。

また、同様にこの冬期間中の手直しの路体盛土の特定現場代理人による品質管理不足の上記の⑩であった。

これでは、これが本当の上っ面だけにもならない冬期間中の路体盛土の是正措置で、路体盛土の上っ面以外も放置されて道路陥没の原因を危惧する行政相談の回答では、平成 2 5 年 3 月 2 6 日北陸地方整備局道路工事課長は「ゆるみは確認されませんでした」と保証されている。

設計変更増の協議理由にない特定年月日Tのその日以降の路体盛土の手直しの以前の現状復旧までの冬期間中の官工程上にない大規模な1万m<sup>3</sup>の路体盛土の再施工の手直し期間がいつまでであったとしているか不明であるが会計検査院には明確に説明できるのであろう。

これでは納税している国民や一般の建設会社からすると、冬期間中に積雪で路体盛土が困難として、「なお天候が良好な場合は、通常の路体盛土を行います。」として仮置きを設計変更増としながら、現場では冬期間中の手直しの再施工の路体盛土が「なお天候が良好な場合は、通常の路体盛土を行います。」の施工だったのでは北陸地方整備局が変更増とした「仮置き土量」は本当に「官工程上、雪で路体盛土できない土量分」だったかという特定国道事務所の監督員の言う通りに設計変更増の必要があったのか、それとも特定国道事務所と特定会社にはやはり「貸し借り」があったと思われるも自然である。

国民や一般の建設会社にしてみると、北陸地方整備局は特定会社から、当該工事は特記仕様書から「掘削着手は特定年月日Wを予定している」としながら実際の掘削着手は特定年月日Xからとずれ込み覆工の工程も含めて全体工程の遅れから坑門本体工もずれ込み当該工事は工期もないトンネル工事となっているのにもかかわらず、受注時から特定国道事務所から相談されていた特定工事の覆工だけの施工の設計変更増の延長と、施工が面倒で工期を要する非常駐車帯の妻部を3箇所も設計変更増を受けてもらった「貸し借り」があるから、北陸地方整備局契約課長には特別扱いしてもらっているんだろうと思われるも国民や一般の建設会社から思われて自然である。

平成25年3月26日付け北陸地方整備局契約課長、道路工事課長の書面による「特定工事に係る行政相談について」において、「監理技術者の従事期間に誤認はありませんでした。」、「変更事由に誤認はありませんでした」と回答しています。

(監理技術者の変更等について記載している部分については、本答申では省略する。)

この特定会社特定作業所の特有の作業環境として、施工計画書では特定工事係だが、社内では特定所長が現場に常駐して現場代理人兼統責者、監理技術者、他職員の全員を指揮監督している権限者で唯一に所長手当を支給される所長であった。

現場の方針、指示は現場に細かい特定所長の指示、許可の基に行われており、特定所長の現場の最高責任者で、その特定所長の決定したことに苦情がきている。

そもそもの苦情の原因は現場に常駐で作業所の最高指揮官である特定所長の指示の苦情でも、特定所長には自分の指示の苦情という意識

はなく、自分の苦情を説明できないことが悪いという理屈である。

監督職員は苦情を改善するにも特定所長の決定が必要という、監督職員は作業所が苦情についてどういう処理システムかがいまだに理解されていないと思う。

苦情の窓口は主に監理技術者となるが、この苦情すら特定所長が決定しないと改善すらされない。

実例が特定年月日 Y，特定現場技術員から「やらずがまだ施行してないようですね」との話が特定監理技術者にあり、特定個人が作業所でやらずの設置を言ったが、最終的に特定所長が、まだやらずを設置しない決定をした。

その数日後、やらずを設置していない坑口付が崩落して、特定国道事務所長が坑口付の崩落の現場視察の事態にまでなった。

その後は（特定所長の指示による）業者の勝手な坑口付の施工が問題となったが、その後の特定文書番号 Z 特定年月日 a の行政文書の開示で発覚したが、監督体制強化対象工事でも段階確認が無いままで、現在もトンネル覆工コンクリートと連結する坑門の裏側は設計図面どおりでない危険な勾配の掘削のままで完成技術検査を受けているという日本国の地方整備局の工事で信じられない究極の無法地帯であった。

一般に工事の作業所内部とは縦社会で、現場の本当のトップが特定工事係だと、そもそも現場の指示の全責任は特定工事係だが、施工計画書の現場組織表の監理技術者に苦情が来て、作業所で苦情を説明すると、苦情はお前の説明の責任だけでは、かつ苦情を改善するにも発注機関の苦情があったよりも特定工事係の改善するかしないかの指示の有無が現場の職員では最優先だからもうどうにもならない。

特定年月日 b，特定国道事務所の監督体制強化対象工事の施工計画書のヒアリングで、この現場の実態は施行計画書の特定現場代理人を頂点とした現場組織表ではなく、現場での実態になる社内組織の常駐で特定現場代理人兼統責者以下を現場に常駐で指揮監督する特定工事係が頂点の現場組織表であったことが特定国道事務所のヒアリングでも見抜けず、また特定会社本社、請負者、特定支店、品質管理員も社内の現場組織表を知っていながら組織内に隠ぺいしたことが、この現場の特有の発注機関の苦情すら改善には特定工事係の意思決定が必要という最悪な北陸地方整備局発注の工事であった。

これが現在でも日本の国発注の公共工事では何らの問題のない普通の現場組織表のあり方での監督体制強化対象工事のヒアリングと、世界の建設業界から思われるのは恥である。

特定所長の勝手な指示による坑口付の施工で、かつやらずをまだ設



置しない決定をしてから数日後に坑口付が崩落した。

この後は特定文書番号 Z 特定年月日 a の行政文書の開示請求から発覚したが、監督体制強化対象工事でも坑門工の作業土工の段階確認がない（監督体制強化対象工事で坑門本体工も施工計画書には構造物掘削が記載されているがこの施行計画書通りの施工ではない不適切な段階確認となっている）ままで完成の現場となった。

特定年月日 c，国家公務員である特定監督員は自身で設計図面どおりでないからとして、坑口付の段階確認をしなかったが、その後は監督体制強化対象工事で段階確認がないことを知っている立場で完成技術検査を受けている。

また、特定所長が指揮監督する特定工事は、本社，請負者，特定支店ぐるみの組織的な数多くの虚偽，改ざん，隠ぺい，違法行為が発覚した。

特定所長の勝手な坑口付の施工の指示で、またやらずをまだ設置しないという特定所長の指示があり、坑口付が崩落してしまい勝手な施工から坑口付の段階確認ができない致命的な危機感の作業所では苦情を受けた特定個人が悪いという理由で特定所長の指示という社内的自己保身と、監督職員の監督体制強化対象工事の坑口の作業土工の段階確認の見逃し行為での完成は、発注機関と業者の覆工の施工の「貸し借り」から「監理技術者の変更は「病気や死亡，退職等」に限定され、簡単に変更できないことになっているため、事業場は発注機関からのアドバイスを受けて「実際」と相違する「形式的」理由を記載したものである」で特定所長自身の社内的な地位・責任の自己保身から特定個人の苦情とだったとして、違法に追放したものであると国民や一般の建設会社から思われても自然である。

第一、作業所は監理技術者に苦情があると現場代理人，土木部長，請負者と一緒に謝りに行く対策とか，所内で苦情の原因を分析してどこに原因があるかを会議など一回もなく，また特定個人が反対しても有無を言わさぬ業務命令で特定年月日 J まで所属として就業規則どおりに転勤させられた。

この特定年月日 J，特定個人は特定文書番号 d 特定年月日 e の行政文書の開示から，特定年月日 S の北陸地方整備局長の承諾がないことを知らない立場だが，特定所長は特定個人を転勤させることが北陸地方整備局長の承諾がないことを知っている立場である。

これでは特定所長の思考では違法に現場から専任の特定個人の追放が，北陸地方整備局長の承諾よりも最優先されており，また作業所の所長という社内の現場のトップの指揮監督として，北陸地方整備局長の承諾があろうが無かろうが関係なしに特定個人を現場から転勤させ

て国発注のトンネル掘削期間中の監理技術者の専任義務違反と会社の現場の責任者が知っている立場である。

特定所長がここまでリスクのある違法行為を会社が組織的に強行するのは坑口付の段階確認がないことから、特定所長の社内的な地位・責任の自己保身が自然である。

特定会社特定作業所の全職員・特定品質管理証明員は特定所長が現場の所長として特定年月日 j に特定監理技術者が就業規則通り転勤しても、工事カルテの従事期間、既に他現場で不在の特定年月日 f の工事打合せ簿を知っている、それで特定会社は組織的に完成技術検査を受けている、現場の職員は縦社会で誰も所長には相当で逆らえない。

特定会社と「貸し借り」の発注機関は特定年月日 c，国家公務員である特定監督員は自身で設計図面どおりでないからとして、坑口付の段階確認をしなかったが、その後は段階確認がないことを知っている立場で坑門工の完成技術検査を受けていることが特定文書番号 z 特定年月日 a から発覚している。

北陸地方整備局の監督体制強化対象工事で特定監督職員他の発注機関が監督体制強化対象工事の段階確認が不適切にないことを知っているながら完成技術検査を受けるには、業者との「貸し借り」がないとできないと国民や一般の建設会社から思われて自然である。

北陸地方整備局契約課長は行政相談について、特定年月日 g 特定会社自身が同代理人弁護士に特定年月日 f は特定個人は他現場の所属と認める違法な行為の証拠を提供されて、従事期間が専任の違法行為であり、また変更事由も既に他現場の所属となっからの特定文書番号 h 特定年月日 j の特定年月日 f 付けとする（再提出時も）現場代理人変更通知書の変更事由は北陸地方整備局長の承諾があろうがなかろうが業者には全く関係なく、業者内の都合こそが最優先の有無を言わさぬ業務命令から既に勝手に特定個人を他現場に転勤させた後からという事実からの変更事由で北陸地方整備局が承諾している事実が建設業法から合法であろうはずがなく、それでも北陸地方整備局契約課長は身内の「監理技術者の変更は「病気や死亡，退職等」に限定され、簡単に変更できないことになっているため、事業場は発注機関からのアドバイスを受けて「実際」と相違する「形式的」理由を記載したものである」から「国家公務員の違法行為の身内の庇い合い」で、平成 25 年 3 月 26 日付け北陸地方整備局契約課長，道路工事課長の書面による「特定工事に係る行政相談について」において、「監理技術者の従事期間に誤認はありませんでした。」，「変更事由に誤認はありませんでした」の回答では「国家公務員の違法行為の身内の庇い

合い」だと国民や一般の建設会社から思われて自然である。

特定監理技術者が特定年月日 f には当日から他現場の所属で、当日は特定個人は特定市町村から特定都道府県にいても特定個人が特定現場にいるはずでの発議年月日特定年月日 f の工事打合せ簿（特定文書番号 k 特定年月日 J）が押印されて提出されて発注機関に受理されており、これが特定監理技術者の従事期間中となっており、更にはこれで特定文書番号 k 特定年月日 J の公正な公共工事の入札に必要な事実証明の資料の工事カルテから特定監理技術者の従事期間の監督職員の確認を受けて登録という極めて異常な事態であったことが発覚したが、発注機関の身内の「監理技術者の変更は「病気や死亡、退職等」に限定され、簡単に変更できないことになっているため、事業場は発注機関からのアドバイスを受けて「実際」と相違する「形式的」理由を記載したものである」なら、現在も平成 25 年 3 月 26 日付け北陸地方整備局契約課長、道路工事課長の書面による「特定工事に係る行政相談について」において、「監理技術者の従事期間に誤認はありませんでした。」、「変更事由に誤認はありませんでした」の回答で「国家公務員の違法行為の身内の庇い合い」と思われても国民や一般の建設会社から思われて自然である。

これではもはや北陸地方整備局は「国家公務員の違法行為の身内の庇い合い」から国民や一般の建設会社からの厚い信頼を自らが放棄しているようである。

国の法律である法だから、地方ではやむを得ずに行政文書を開示せざるを得ないが、発注機関と業者との「貸し借り」・「国家公務員の違法行為の身内の庇い合い」があっても本来は不適切で対応するはずの行政文書が、地方では実態は平然と放置するだけという同日付けの行政文書の回答で、地方整備局の発注機関と業者との「貸し借り」・「国家公務員の違法行為の身内の庇い合い」の行政相談の回答のようで、これなら地方の独自の判断ではどうすることもできない国の法と「齟齬（そご）」があっても国民や一般の建設会社から思われて自然である。

原処分の開示する行政文書の「DISC4」の（249／801）（資料⑭）では、不開示とした部分とその理由に該当していないので、併せて審査をお願いする。

大臣には、地方では国家公務員の職務まで業者との「貸し借り」で監督職員が知らないがらの坑門工の不適切な段階確認での完成で現在も放置であるとか、「国家公務員でも地方では独特の身内の庇い合い」・発注機関と業者との「貸し借り」で「病気や死亡、退職等」に限定され、簡単に変更できないことになっているため、事業場は発

注機関からのアドバイスを受けて「実際」と相違する「形式的」理由を記載したものである」から平成25年3月26日付け北陸地方整備局契約課長、道路工事課長の書面による「特定工事に係る行政相談について」における回答が、「監理技術者の従事期間に誤認はありませんでした。」、「変更事由に誤認はありませんでした」では地方は業者との「貸し借り」・「国家公務員でも地方では独特の身内の庇い合い」の横行では腐っていくだけで、上記は国家からの法の行政文書のやむを得ない開示から地方の行政相談の回答の不適切が発覚したと、国民や一般の建設会社から思われて自然であり、国民からの厚い信頼を続けてもらいたく思う。

(審査請求書の資料は省略する。)

## (2) 意見書

ア 理由説明書(下記第3)の「5 本件対応後文書について」の「諮問庁としては、法に基づく開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であって、審査請求人が主張するような文書の真正性を究明するものではないと考える。」より、あるがままの形で行政文書開示の権利であって、たとえその行政開示文書が行政相談の言う通りの不適切が確認されたものであっても、行政文書開示されるということがわかった。

特定文書番号m特定年月日nの行政文書開示の特定文書番号p特定年月日qの注意書であるが、処分庁は原処分で「行政文書開示には一部に不適切が含まれる」とは教示をしていない。

しかしながら、一般国民としては、北陸地方整備局の発注者が完成したとする建設工事の工事文書の行政文書開示であるのだから、真正性があると思うことは当然に自然である。

(ア) 一般にこれでは国民には法からの行政文書開示とは、真正であるのか不適切(虚偽、改ざん、手抜き工事)であるのか不明である。

国民からは、あるがままの開示が権利でも、その権利の行政文書開示が嘘か真正かについて国は「適切に対応した行政文書」から真性かどうかを知っている立場でも請求人には不開示、あるいは不明であれば、仮にその行政文書を真正と信じて裁判すると判決で虚偽の行政文書開示であるから棄却のおそれがあるということでは、国民には今後は単にこの行政文書開示だけではなく真正であるかどうかについての行政文書開示も併せて必要となって自然である。

上記から本件では行政文書開示が真正どうかの「適切に対応しました」という行政文書の真正について文書管理に関する情報等の行政文書は処分庁、北陸地方整備局、特定国道事務所の内部に無いとは極めて不自然であり、すると処分庁は法から真性か不適切である

のかを知っている立場でありながら教示（あるいは関係する行政文書開示として不適切である行政文書開示）せずでは、国民の法の根底の信頼に関わる重大な問題であると国民から思われて自然である。新聞などでは日常的に国の行政文書開示のコピーを記事にしているが、本件の如くこれが真性であるかどうかは、実は外部には不明では仮に真正性でない国の行政文書開示に基づく新聞などがあっても自然である。

北陸地方整備局は「適切に対応しました」としており、行政文書開示請求書は「～全部」としているのであるから、行政文書の真正性についての行政文書開示（あるいは教示されていない）されていないことは不当であると考ええる。

北陸地方整備局においては、担当者は人事異動をしても継続的に、行政文書が真正であるのか不適切（虚偽、改ざん、手抜き工事）であるのかという情報の行政文書から文書管理するのが自然である。

北陸地方整備局において、発注者が完成としながら工事文書のどれが真正とされないのか不明では発注者の瑕疵等の管理責任としてあり得ないことから、処分庁、北陸地方整備局には工事請負契約書第44条に適正に対応するための行政文書の存在は必要で自然である。

つまり処分庁は、「関係部局と対応のうえ適切に対応しました」という行政文書があるから、北陸地方整備局、特定国道事務所（道路管理者）の担当者は人事異動をしても継続的に発注者が完成とする行政文書が真正であるのか不適切（虚偽、改ざん、手抜き工事）であるのかという行政文書についての文書管理（瑕疵等の管理責任等）をするのが自然であるから、行政文書開示が真正性であるかどうかの行政文書は処分庁に存在して当然であり、行政文書開示請求書の「～全部」から行政文書開示が自然であると考ええる。

(イ) 理由説明書（下記第3）では6の「(1) 本件対応後文書の有無について」という論点において、「関係部局と対応のうえ適切に対応しました」という行政文書開示について、発注者（瑕疵の管理責任等）北陸地方整備局、特定国道事務所（道路管理者）の内部では行政文書開示が真性であるかどうかの行政文書についての存否については一行も論じられない、あるいは当然に存在するのが自然な処分庁、北陸地方整備局、特定国道事務所の内部で発注者として完成後の工事文書が真正か不適切かどうかについての行政文書（発注者の瑕疵等から文書管理等において存在して当然で自然である）の存否を避けて、都合のいい差し替え等の存否での理由の説明に終始していると思われて自然な理由説明書である。

審査請求人は本件の審査請求において「(行政文書の)有効なのか」としていることから理由説明書では有効であることの(あるいは真正性であることの)行政文書について、下記第3の6(1)の本件対応後文書の有無の対象として探索の存否の説明をする理由説明書では無いと理解が出来ない。

これは国民から、処分庁である発注者が完成後に瑕疵を証明しようにも過去にどれが不適切な対応の行政文書であるのか処分庁自身、北陸地方整備局、特定国道事務所において不明又はわからないでは、国民から発注者である甲は工事請負契約書第44条(かし担保)の責任を不当に放棄している証拠とされて自然である。

つまり行政文書開示請求書では「～の全部」としながら処分庁の内部のどの工事文書が真正性かどうか等の文書管理等の行政文書の存否とは、本件対応後文書に含まないという探索からでは、仮に法から「～の全部」としながら処分庁、北陸地方整備局、特定国道事務所は発注者が完成とした工事についてどれが真正性か不適切かどうかということの行政文書を知っているが、請求人に本件対応後文書の対象外とする理由説明書では処分庁の行政文書の隠ぺいと詭弁を弄する(対象を差し替え等だけにしており、処分庁の内部の真正性の文書管理等の行政文書は除いた探索としている)理由説明書からでは、まだ結論はあり得ないで自然であると考ええる。

本件の諮問庁の裁決とは法の根幹に関わると考えており、あるがままの形での行政文書を開示することを求める権利であるとして、国が知る真正性か虚偽かは含まれないでは無く、行政文書開示請求書において「～全部」とされた以上は、あるがままの形での行政文書+国が知る真正性か虚偽かの行政文書を含めてこそが、国民のあるがままの形での行政文書を開示することを求める権利であると考ええる。

国民からこの理由説明書では、発注者の完成後に不適切とした工事文書が処分庁、北陸地方整備局、特定国道事務所が無いのでは、発注者の甲の工事請負契約書第44条(かし担保)の責任はどうやって職務として全う出来るのか説明していないでは、もはや適切な理由説明書とはいえないで自然であり理解ができない。

このような説明が不足の理由説明書からでは本件対応後文書の有無、探索が不足しているのであるから、「7 結論」とは、まだ時期尚早が自然であると考ええる。

イ 下記第3の6(3)の「ア 「DISC4」の(249/801)の写真について」に関して

理由説明書(下記第3)6(3)アから「諮問庁としては～適切な

開示実施を行うべきであると考える。」を受けて、審査請求人は直ちに北陸地方整備局担当と協議して、本件の「D I S C 4」について適切な開示実施の「D I S C 4」と交換をしたいと考える。

しかしながら、諮問庁は理由説明書で「諮問庁としては、法に基づく開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利」とされているが、現在においても諮問庁の監督責任の処分庁の北陸地方整備局の担当部署の実態（資料①，（資料②：本件に該当する部分））とは、法から、【当初】はあるがままの形で行政文書を開示しながら、その後の請求人からの行政相談から北陸地方整備局の行政文書開示の【後からの差し替え】とは、「当初のあるがままの形での行政文書」から情報量を大きく削減（情報量の削減とはその削減分は北陸地方整備局の不当に隠ぺいのおそれである）のおそれを【差し替え】として行政文書開示では請求人は承諾できず、処分庁が監督責任北陸地方整備局において法を蹂躪する職務行為のおそれの【差し替え】とこれについての行政相談とは現在も不当に放置では、今後も北陸地方整備局に請求人からの本件の【差し替え】で削減のおそれとは国民から二の舞と笑いものでは、もはや諮問庁にしか法について適正とはならないではないか。

(ア)（開示実施したCDについて記載している部分については、本答申では省略する。）

(イ) 平成25年3月26日付け北陸地方整備局の契約課長及び道路課長の「特定工事に係る行政相談について」のその後について（※これは真正性を究明するものではない）

理由説明書の「諮問庁としては、法に基づく開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であって、審査請求人が主張するような文書の真正性を究明するものではないと考える。」から、これは真正性を究明するものではなく、また、この平成25年3月26日行政相談の回答から請求人は了解したと現在の担当が誤解されても困る。

ウ（監理技術者の変更等について記載している部分については、本答申では省略する。）

エ 坑門工の作業土工について、設計図面どおりの施工では無く特定年月日c 監督員から段階確認を拒否（特定文書番号Z 特定年月日a，特定文書番号r 特定年月日s）されたままだった。

坑門工の背面の型枠の一部は設計図面と勝手に違う岩着となってしまう、特定文書番号t 特定年月日s から坑門工の異物混入（坑門本体内に裏面排水を混入）に鉄筋のかぶりが無いような工事写真（（資料⑥），（資料⑦）：特定文書番号r 特定年月日s）では既に坑門工の鉄

筋が腐蝕のおそれだが、平成25年3月26日北陸地方整備局行政相談では坑門本体に異常は確認されないとしており、北陸地方整備局道路工事課特定課長補佐に行政相談するが回答はない。回答は無いが北陸地方整備局はこれを行政相談から知っている。

(意見書の資料は省略する。)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対して、別紙の1に掲げる文書(本件請求文書)の開示請求を行った。
- (2) これを受けて、処分庁は、別紙の2に掲げる文書を特定した上、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とし、本件請求文書のうち請求文書2については不存在を理由に不開示とし、その余を開示する一部開示決定(原処分)を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、諮問庁に対し、原処分が開示した文書が有効なのか等を主張する審査請求(以下「本件審査請求」という。)を提起した。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 原処分が開示した文書は、工事の受注者の工事の虚偽、改ざん、手抜き工事等の不適切な工事文書をそのまま開示している。

しかし、原処分と同日付けの北陸地方整備局契約課長、道路工事課長連名による通知(以下「本件連名通知」という。)においては、工事書類の一部で不適切な書類が提出されていること、当該不適切な点については関係部局と調整の上適切に対応したことが記載されている。

このことから、原処分が開示した文書が有効なのか、それとも本件連名通知の記載から新たな行政文書の存在があるかのような行政文書こそが有効なのか、不明であり、両文書は、法から明確な齟齬(そご)がある。

- (2) 原処分が開示された「DISC4」の(249/801)の写真は、不開示とした部分とその理由に該当していないので審査願う。

#### 3 特定工事について

特定工事は、北陸地方整備局と特定会社が請負契約を締結したものである。工事の内容は、トンネル掘削工、覆工コンクリート工、インバート工、坑門工及び路体盛土工を行っている。

特定工事は特定年月日uに北陸地方整備局による完成検査が行われ、合格と判断されたことから、当時の北陸地方整備局土木工事共通仕様書(以下、単に「共通仕様書」という。)第3編第1章総則1-1-9に基づき、特定会社より、工事完成図書として工事打合せ簿及び工事写真等が北陸地



方整備局に納品された。

なお、共通仕様書とは、北陸地方整備局管内で発注する土木工事において、発注者と受注者との間での協議、指示又は報告などを行う必要のある事項や施工に当たって従うべき技術的基準を統一的に定めたもののことであり、特定工事についても適用されるものである。

#### 4 本件連名通知について

審査請求人からの行政相談に対し、平成25年3月26日付けで、北陸地方整備局の契約課長及び道路工事課長の連名により、「特定工事に係る行政相談について」の件名で回答をしている。この中で、関係者への聴き取り調査及び現地確認を行った結果、工事打合せ簿及び工事写真の一部で不適切な書類が提出されていたこと、不適切な点については関係部局と調整の上で適切に対応したことが記載されている。

#### 5 本件対応後文書について

審査請求人は、上記2(1)のとおり、原処分で開示した文書が有効なのか、それとも、本件連名通知の記載から新たな行政文書の存在があるかのような文書が有効なのかと主張をしている。

諮問庁としては、法に基づく開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であって、審査請求人が主張するような文書の真正性を究明するものではないと考える。しかしながら、本件連名通知には、工事打合せ簿及び工事写真の一部で提出されていた不適切な書類について、関係部局と調整の上で適切に対応したとあることから、審査請求人の主張を善解すれば、原処分で開示した文書のうち、工事打合せ簿及び工事写真については、適切に対応した後の文書（以下「本件対応後文書」という。）が別途存在するのではないかと主張していると考えられる。

#### 6 原処分に対する諮問庁の考え方について

上記5を踏まえ、以下、本件対応後文書の有無について検討する。

##### (1) 本件対応後文書の有無について

原処分で開示した工事打合せ簿及び工事写真は、共通仕様書第1編第1章総則1-1-23に基づき、特定会社が工事契約期間中に作成するものであり、その詳細は、受発注者が工事の各段階で行う必要のある事項とその内容、その際活用する各種マニュアルについて説明した「土木工事現場必携」の第1章2-1, 4-10で定められている。また、上記3のとおり、工事打合せ簿や工事写真は、北陸地方整備局による工事完成検査で合格と判断された後、北陸地方整備局に納品されるものである。

そこで、これらの文書につき、納品後に不適切な部分が判明した場合、地方整備局から受注者に対して修正や文書の差し替え等を求める規定が存在するかについて、処分庁に対して確認を行ったところ、そのような規定はないとのことであった。さらに、規定の有無に関係なく、北陸地

方整備局から特定会社に対して文書の修正や差し替え等を求めたり，特定会社が自発的に修正や差し替え等を行った文書を北陸地方整備局に対して提出した事実があるかについても確認を行ったところ，そのような事実はないとのことであった。

工事打合せ簿は，工事の施工期間内に発注者と受注者の間で，工事遂行上必要な指示，協議，通知及び承諾等処理するために，工事の途中段階で作成する文書であり，その作成権限を持つ発注者側の監督職員及び受注者側の現場代理人は契約期間終了をもって存在しなくなる。また，路体盛土工の現場密度の測定や鏡吹付厚さの測定等を撮影した工事写真についても，工事の途中段階で撮影するものであり，工事完成後に改めて撮影し直すことのできない性質のものである。

したがって，工事打合せ簿や工事写真について，工事終了後に既に提出した文書に不適切な部分があると判明したとしても，改めて修正や差し替えができるものではなく，納品後に新たな文書の提出を求めることは想定されない。特定工事は，特定年月日 u の時点で完成検査が終わり，工事完成図書として工事打合せ簿や工事写真が北陸地方整備局に既に納品されていることからしても，同日以降，これらの文書の修正や差し替えが新たに提出されているとは考えにくく，処分庁の説明に特段不自然な点は見られない。

なお，審査請求人は，不適切な点について対応したことが本件連名通知に記載されていることから，原処分で開示した工事打合せ簿や工事写真の修正や差し替え等が行われたはずである旨主張していると考えられるため，工事打合せ簿や工事写真の不適切な部分について，具体的にどのような対応を行ったのか，処分庁に確認を行ったところ，行政相談を受けて行った関係者への聴き取り及び現地確認結果を踏まえ，特定会社に対して注意を行ったが，工事打合せ簿や工事写真の修正や差し替え等を求めてはいないとのことであった。本件連名通知には，工事打合せ簿や工事写真の一部に不適切な部分があったこと，それに対して適切に対応したとの記載はあるが，それらの文書について修正や差し替え等を行った旨の記載はないこと，また，上記のとおり，納品後の工事打合せ簿や工事写真は修正や差し替え等を行うことのできない性質のものであることから，処分庁の説明に特段不自然な点は見られず，審査請求人の主張は認められない。

## (2) 探索について

念のため，本件審査請求を受け，改めて処分庁に対し本件対応後文書を保有しているか確認するため，事務所及び出張所内の関連する執務室や書庫，倉庫を入念に探索させたが，本件対応後文書に相当する文書の存在は確認できなかった。

以上のことから、処分庁が本件対応後文書を保有しているとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

ア 「DISC4」の(249/801)の写真について

審査請求人は、上記2(2)のとおり、開示された「DISC4」の(249/801)の写真は、不開示とした部分とその理由に該当していないと主張していることから、原処分の「不開示とした部分とその理由」を確認したところ、技術者等の氏名等については、特定の個人を識別できるものであり、法5条1号(個人に関する情報)に該当し、また同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しないので、当該情報が記載されている部分を不開示としていた。一方で、開示文書中「DISC4」の(249/801)の写真を確認したところ、特定の個人の顔が開示されていることを確認した。

諮問庁としては、個人の顔については、法5条1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、これは同号ただし書イ(法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報)、ロ(人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報)又はハ(当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務遂行の内容に係る部分)のいずれにも該当しないものであることから、同条の規定に基づき、本来であれば不開示とすべきであったと考える。

よって、原処分の「不開示とした部分とその理由」については特段の誤りがないものの、開示の実施段階において、処分庁が誤開示したものと認められる。処分庁においては、今後、開示実施を行う際、開示決定内容との齟齬(そご)がないかの確認を十分行う等、適切な開示実施を行うべきであると考ええる。

イ その他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記諮問庁の判断を左右するものではない。

7 結論

以上より、諮問庁としては、本件対応後文書は存在しないと認められ、不開示理由についても誤りはないものと認められることから、原処分は妥当であったと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年7月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年9月3日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成27年12月22日 審議
- ⑤ 平成28年5月11日 審議
- ⑥ 同年6月14日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる請求文書1ないし請求文書4（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、請求文書2については不存在により不開示とし、請求文書1、請求文書3及び請求文書4については別紙の2に掲げる文書1ないし文書6（本件対象文書）を特定してその一部を不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、(i)本件対象文書には、特定工事の受注者から提出された工事書類のうちの一部の不適切な文書が含まれており、また、(ii)北陸地方整備局は、原処分に係る開示決定通知書と同日付けの審査請求人宛て別文書（本件連名通知）において、当該不適切な部分については適切に対応した後の文書が別途存在するかのよう記載がみられる等と主張していることから、本件審査請求の趣旨は、原処分は本件請求文書に該当する文書を正しくかつ全て特定しておらず、本件対象文書の外に特定すべき文書が別途存在するのではないかとし、原処分の取消しを求めているものと解される。

諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、請求文書2に該当する行政文書の保有の有無並びに請求文書1、請求文書3及び請求文書4に係る本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 請求文書2に該当する行政文書の保有の有無並びに請求文書1、請求文書3及び請求文書4に係る本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定した理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

#### ア 請求文書1について

特定工事のトンネル掘削土仮置工（冬期間）（以下「本件仮置工」という。）については、当初、トンネルの掘削土を路体盛土として転用する計画であったが、トンネル掘削が冬期間に行われ、降積雪があると路体盛土の施工が不可能となることから、一部の掘削土を仮置きする必要が生じ、請負者から特定用地をトンネル掘削土の仮置場とする協議が、特定年月日A及び特定年月日B付け協議の工事打合せ簿（文書1及び文書2）によってなされた。本件仮置工に係る協議は、これら以外には行われていないことから、請求文書1に該当する行政文書として、文書1及び文書2を特定した。

イ 請求文書 2 について

公共工事における「指示」とは、共通仕様書において、「契約図書の定めに基づき、監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう」と規定されており、「指示書」とはこの「指示」を記載した書面のことを指すものであるが、本件仮置工に係る経緯は上記アのとおりであり、発注者から請負者に対し仮置場を指示したものではないことから、北陸地方整備局は本件仮置工に係る「指示書」を保有しておらず、請求文書 2 に該当する行政文書を保有していない。

ウ 請求文書 3 について

現場密度の測定は、盛土を構築するために土砂を締固めする密度を測定するものである。文書 3 は、審査請求人が開示を求める測点における密度試験の結果等を含む文書であり、文書 4 は、同測点における現場密度の測定を撮影した写真を含む文書であることから、請求文書 3 に該当する行政文書として、文書 3 及び文書 4 を特定した。

エ 請求文書 4 について

トンネル掘削進行方向の正面部を鏡といい、掘削直後の鏡面の崩壊を防ぐためのコンクリート吹付けを鏡吹付という。鏡吹付の厚さの測定は、設計値どおりの仕上がりとなっているかを確認するものである。文書 5 は、審査請求人が開示を求める検測日・測点における出来形調書を含む文書であり、文書 6 は、同検測日・測点における測定を撮影した写真を含む文書であることから、請求文書 4 に該当する行政文書として、文書 5 及び文書 6 を特定した。

オ 本件連名通知の記述について

本件連名通知は、審査請求人からの行政相談に対する回答であり、関係者への聴き取り及び現地確認を行った結果、工事打合せ簿と工事写真の一部で不適切な書類が提出されていたこと、それに対して適切に対応したこと等が記載されている。

特定工事における工事打合せ簿や工事写真(以下「本件工事写真等」という。)は、北陸地方整備局による工事完成検査で合格と判断された後、北陸地方整備局に工事完成図書として請負者である特定会社から納品されたものである。

審査請求人は、本件連名通知の記載から、本件工事写真等については適切に対応した後の文書が別途存在するのではないか等と主張しているものと考えられるが、工事打合せ簿や工事写真については、当該工事終了後において、既に提出されたものに不適切な部分があると判明したとしても、改めて修正や差し替え等ができるものではなく、本件工事写真等についても、特定工事の請負者からの新たな文書の提

出、修正や差し替え等が行われた事実はなく、審査請求人の主張は認められない。

カ 念のため、本件請求文書に該当する文書が外にないか、北陸地方整備局、関係する事務所及び出張所の関連する執務室や書庫、倉庫を入念に探索したが、請求文書2に該当する行政文書の存在は確認できず、また、本件対象文書以外に、請求文書1、請求文書3及び請求文書4に該当する行政文書の存在は確認できなかった。

(2) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

ア 北陸地方整備局において、請求文書2に該当する行政文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に、特段、不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、その探索方法・範囲が、特段、不十分であるとも認められない。

したがって、北陸地方整備局において、請求文書2に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

イ 北陸地方整備局において、本件対象文書の外に、請求文書1、請求文書3及び請求文書4に該当する行政文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に、特段、不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、その探索方法・範囲が、特段、不十分であるとも認められない。

したがって、請求文書1、請求文書3及び請求文書4に該当する行政文書として、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、請求文書2につき、これを保有していないとして不開示とし、請求文書1、請求文書3及び請求文書4につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、北陸地方整備局において、請求文書2を保有しているとは認められないので、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であり、また、本件対象文書の外に請求文書1、請求文書3及び請求文書4の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙

### 1 本件請求文書

請求文書 1 特定工事のトンネル掘削土仮置工（冬期間）について，協議の工事打合せ簿の全部

請求文書 2 特定工事のトンネル掘削土仮置工（冬期間）について，指示書の全部

請求文書 3 特定工事の路体盛土工の北陸地方整備局土木工事共通仕様書に記載の品質管理基準の適用項目である試験項目の現場密度の測定について，測点 x，測点 y 及び測点 z の 3 箇所の現場密度の測定の品質管理試験及び品質管理写真項目，現場密度の測定を撮影した写真の全部

請求文書 4 特定工事の鏡吹付の施工計画書に記載の 6. 鏡吹付厚さの管理について，

① 検測日 A，測点 a

② 検測日 B，測点 b

③ 検測日 C，測点 c

④ 検測日 D，測点 d

⑤ 検測日 E，測点 e

⑥ 検測日 F，測点 f

の 6 箇所の 6. 鏡吹付厚さの管理について，より「別紙様式に従い鏡吹付厚さの測定・記録を実施」の鏡吹付厚さの測定・記録及び鏡吹付厚さの測定を撮影した写真の全て

### 2 本件対象文書

文書 1 特定年月日 A 付け協議の工事打合せ簿

文書 2 特定年月日 B 付け協議の工事打合せ簿

文書 3 道路土工路体盛土工（本線）品質管理表

文書 4 特定工事成果品の「写真管理」のうち，

i) D I S C 1 8 ②品質管理写真項目，現場密度の測定

ii) D I S C 1 9 ②品質管理写真項目，現場密度の測定

文書 5 吹付コンクリート工 出来形管理表

文書 6 特定工事成果品の「写真管理」のうち，

i) D I S C 3 ③鏡吹付厚さの測定

ii) D I S C 4 ③鏡吹付厚さの測定